

ManuFlex

マニフレックス

ライフステージの変化にあわせて、
必要な保障を、必要なカタチで。

ご契約の検討・お申込みに際しては、次の資料をあわせてご覧ください。

契約概要

設計書

重要事項のお知らせ(注意喚起情報)

ご契約のしおり／約款

※契約者が法人となる場合は、次の資料もご覧ください。

法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと

くわしくは、生命保険募集人にご相談ください。

マニライフ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、契約はお客さまからのお申込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。募集人の権限等の確認については、マニライフ生命コールセンターまでご連絡ください。



この制作物は、一般社団法人ユニバーサルコミュニケーションデザイン協会が、第三者の公正な審査を経て、ユーザーにとって見やすく配慮されたデザインであると認証したものです。

マニライフ生命保険株式会社

● 担当は

〒163-1430 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー30階

コールセンター **0120-063-730**

受付時間／月～金 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3を除く)
www.manulife.co.jp

商品パンフレット

無配当利率感応型10年ごと生存給付保険
無配当利率感応型10年ごと連生生存給付保険



Manulife
マニライフ生命

貯蓄 と **保障** をひとつのプランで。
トータルな安心のためのご提案。



貯蓄



将来の生活に備える貯蓄

主契約 **フレックスファンド(積立金)** P.5～P.6

お子様の教育資金、住宅の購入資金、老後の生活資金、さまざまなライフイベントを実現させていくには、資金づくりが重要です。「フレックスファンド」なら、少しずつ着実に資金を積み上げられます。



保障



万一のことに備える保障

特約 **死亡 関係特約** P.7～P.8

一家の大黒柱に万一のことが起きた場合、家計に重大なダメージが生じることがあります。ご自身に何があってもご家族の生活を維持するために、必要保障額に見合う保障を確保することが大切です。



病気・ケガ・介護に備える保障

特約 **医療 関係特約** P.9～P.12

病気やケガで入院したり、介護が必要になる可能性はどなたにもあります。治療費等の経済的負担からご自身とご家族を守るためにも、しっかり保障を確保しておくことをおすすめします。



ガンに備える保障

特約 **ガン 関係特約** P.13～P.14

医療技術の進歩により治る確率が高くなってきているガンですが、治療にかかるさまざまな費用も心配です。不安も負担も軽くして治療に専念するために、ガンに備える保障を考えてみませんか。



※主契約および特約は、それぞれ個別に契約することはできません。
※特約の組み合わせなどについては一部条件があります。
くわしくは担当者にご確認ください。

マニフレックスは、ライフステージの変化にあわせて保障を自在に変えられる保険です。

人生の節目ごとに、必要な資金や保障は変化します。

マニフレックスなら、貯蓄と保障をひとつのプランで準備できるので、

あなたの安心をずっとサポートします。



**タバコを吸わない方には、
割安*な保険料が適用できます。**
(非喫煙者保険料率)

*この保険の、非喫煙者保険料率が適用されない場合の特約保険料との比較
※左記マークのある特約が対象です。
※非喫煙者保険料率の適用には条件があります(過去1年以内に喫煙していないことなどの告知に加え、マニライフ生命所定の検査を実施します)。
※保険期間、年齢、性別によっては、割安とならないことがあります。

ライフステージの変化(例)



※上記はあくまでイメージであり、すべてのお客様にあてはまるものではありません。

保険料の払い込み

- 定期払込保険料(特約保険料+積立保険料)
- 一時投入保険料(積立金への積み増し)

将来の生活に備える貯蓄

主契約 フレックスファンド(積立金)

積立金の全部または一部を
10年に一度受け取れます。



万一のことに備える保障

特約 死亡関係特約

- | | |
|----------|------------|
| 定期保険特約 | 終身保険特約 |
| 家族収入保障特約 | 災害割増特約 |
| 傷害特約 | リビング・ニーズ特約 |

必要保障額の変化に合わせて、
万一の保障を見直せます。



参照 特約の組み合わせイメージについては、**P.17**をご覧ください。

病気・ケガ・介護に備える保障

特約 医療関係特約

- | | |
|-----------|----------|
| 総合医療保障特約 | 退院特約 |
| 生活習慣病入院特約 | 女性疾病入院特約 |
| 重度疾病保障特約 | 特定損傷特約 |
| 先進医療特約 | 介護保障特約 |

病気・ケガ・介護に備えた
8つの特約を組み合わせることができます。



ガンに備える保障

特約 ガン関係特約

- | | |
|--------------|----------|
| 手術給付金付ガン入院特約 | ガン診断給付特約 |
| 抗ガン剤治療特約 | ガン死亡保障特約 |
| ターミナルケア特約 | |

ガンに備えた
5つの特約を組み合わせることができます。



※本パンフレットでは、商品内容をイメージしやすくするため、特約の名称は略称を用いています。
特約の正式名称は「契約概要」等をご覧ください。



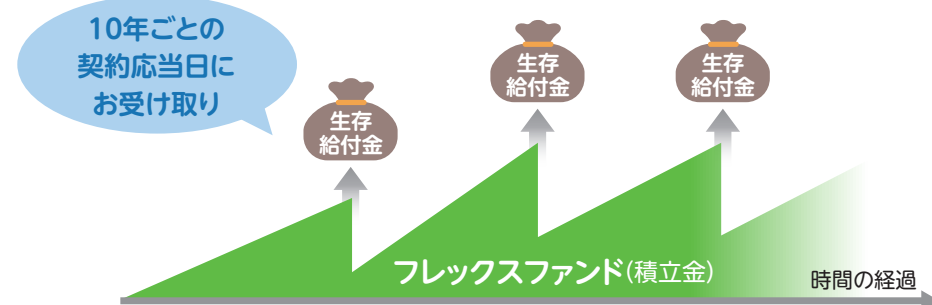
フレックスファンド(積立金) 3つのポイント

1

生存給付金をお受け取りいただけます。



- 契約日から10年ごとの契約応当日に、フレックスファンド(積立金)の全部または一部を「生存給付金」として受け取れます。



※生存給付金の受け取りをしない場合は、一時投入保険料としてフレックスファンドに再投入します。

- フレックスファンド(積立金)は、いつでも引き出し(一部解約)ができますので、**急な支出に備える**こともできます。

※フレックスファンドを引き出した結果、その残高が1回分の特約保険料相当額を下回る場合、引き出しできません。



急な支出にも安心

- フレックスファンド(積立金)は、所定の予定利率で運用するため、将来に向けて**コツコツと資産形成**できます。また、予定利率は、市場金利などに連動して毎月変動しますが、最低保証があります。

※積立金は、予定利率から次の費用を差し引いた率で計算します。

- ・ 災害死亡保障に備えるための費用：年率0.003%
- ・ 保険契約の維持に必要な費用：予定利率に応じて年率0.197%～1.15%

参照 主契約の保障内容については、**P.15**をご覧ください。

保険料の払込方法

払い込まれた保険料はフレックスファンド(積立金)に積み立てられ、月々の契約応当日に特約保険料に充当されます。

定期的なお払込み
(定期払込保険料)

月払・半年払・年払

随時のお払込み
(一時投入保険料)

ボーナスなど余裕資金をいつでも



2

ボーナスバリューが毎年積み増しされます。

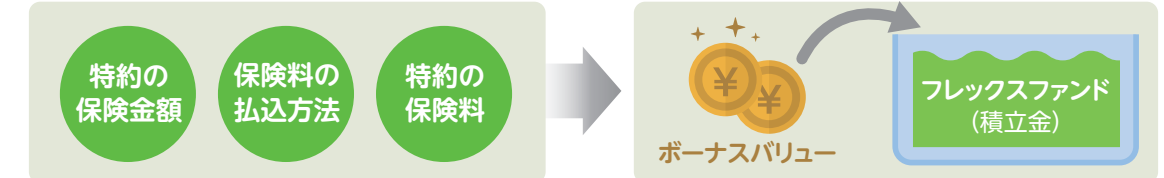
家族でまとめるほど
お得です



お取り引きの内容によって、フレックスファンド(積立金)に「ボーナスバリュー」が毎年積み増しされます。ボーナスバリューは1契約すべての特約を合算して計算するため、**ご家族でまとめるほどお得**です。

保険料の払込方法や特約の保険料などに応じて…

ボーナスバリューを積み増し



ボーナスバリューⅠ	死亡関係特約の保険金額に応じて (例) 年間の平均死亡関係特約保険金額が5,000万円の場合 → 10,000円
ボーナスバリューⅡ	特約保険料と保険料の払込方法に応じて (例) 年間の特約保険料合計額が360,000円、保険料の払込方法が月払・口座振替の場合 → 5,580円
ボーナスバリューⅢ	医療関係特約・ガン関係特約の保険料に応じて (例) 年間の平均月払特約保険料が15,000円の場合 → 3,600円

※上記は一例です。詳細は「設計書」をご確認ください。



次の場合、ボーナスバリューは積み増しされません。

- 付加されている全特約の保険料の払込が免除されている場合
- 当該保険年度末までの特約保険料が払い込まれていない場合 など

3

支払保険料をふやさなくても、保障を厚くできます。

保障の
充実も簡単!



フレックスファンド(積立金)に一定額以上積み増しされている場合、支払保険料を調整できます。

フレックスファンド(積立金)から充当

活用例

支払保険料をかえずに、
保障を充実させる

保障を充実

充実させた保障分の
特約保険料

元々の
特約保険料

元々の
特約保険料

支払保険料は
そのまま



- フレックスファンド(積立金)を活用して支払保険料を調整した場合、そのたびに積立金額は減少します。



特約
死亡関係特約

万が一のことに備える保障

死亡関係特約のポイント

ライフステージの変化にあわせて、保障額や保障内容を自在に変更することができます。

... 非喫煙者保険料率を適用できる特約

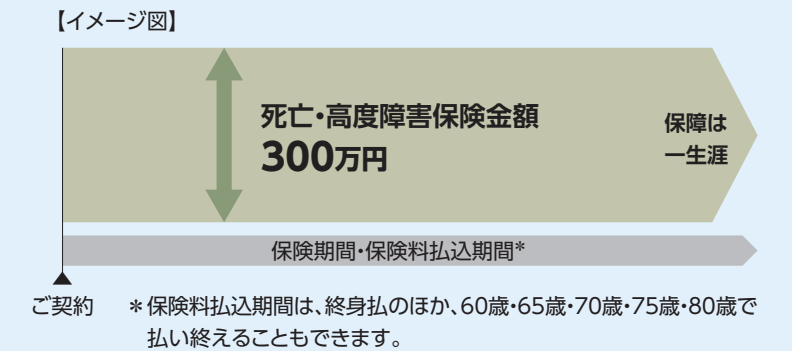
死亡・高度障害保険金額3,000万円の場合

一定期間の 万が一の場合などの保障	特約名	こんなときにお支払いします	保険金	受取額
	定期保険特約	死亡したとき	死亡保険金	3,000万円
	保険期間 1年・5年・10年・15年・20年・ 25年・30年・35年・40年	傷害または疾病により 高度障害状態になったとき	高度障害 保険金	3,000万円



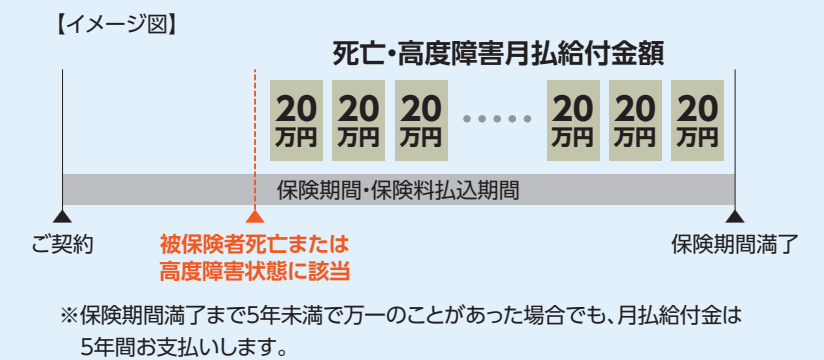
死亡・高度障害保険金額300万円の場合

一生涯の 万が一の場合などの保障	特約名	こんなときにお支払いします	保険金	受取額
	終身保険特約	死亡したとき	死亡保険金	300万円
	保険期間 終身	傷害または疾病により 高度障害状態になったとき	高度障害 保険金	300万円



死亡・高度障害月払給付金額20万円の場合

万が一の場合 などに毎月受け 取れる給付金	特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額
	家族収入保障特約	死亡したとき	死亡 月払給付金	20万円
	保険期間 50歳～70歳満了	傷害または疾病により 高度障害状態になったとき	高度障害 月払給付金	20万円



ニーズに合わせ、保障をさらに手厚く

不慮の事故による万が一の場合などの保障

災害割増特約

保険期間 1年～40年

こんなときにお支払いします

- 不慮の事故により180日以内に死亡・高度障害状態になったとき
- 感染症により死亡・高度障害状態になったとき

不慮の事故による死亡・身体障害の保障

傷害特約

保険期間 1年～40年

こんなときにお支払いします

- 不慮の事故により180日以内に死亡したとき
- 感染症により死亡したとき
- 不慮の事故により180日以内に身体障害の状態になったとき

余命6か月以内に対する保険金などの前払い

リビング・ニーズ 特約

被保険者の余命が6か月以内と判断されたときに、保険金の一部もしくは全部を受け取ることができる特約です。

※「災害割増特約」、「傷害特約」および「リビング・ニーズ特約」は、「定期保険特約」「終身保険特約」「家族収入保障特約」のいずれかとあわせて付加していただきます。



特約
医療関係特約

病気・ケガ・介護に備える保障



医療関係特約のポイント

病気・ケガ・介護と心配な事柄にあわせて、必要な特約を自在に組み合わせることができます。

… 非喫煙者保険料率を適用できる特約

入院給付金日額**10,000円**の場合

特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額	支払事由	支払限度
総合医療保障特約	病気やケガで入院したとき	疾病入院給付金	1日につき 10,000円 (日帰り入院から)	疾病により、1日*以上の入院をしたとき	入院1回につき30日・60日・120日 (契約時に選択) 通算1,000日 ※「疾病入院給付金」と「災害入院給付金」のお支払いが重複する場合、重複する入院日数については疾病入院給付金をお支払いしません。
		災害入院給付金		不慮の事故により、その日から180日以内に1日*以上の入院をしたとき	
	手術を受けたとき	手術給付金 A	1回につき 10万円 (入院給付金日額の10倍) 手術給付金A・Bは、受けた手術の種類によっては、A・B両方の手術給付金をお支払いします。 参照 詳細は、P.17をご覧ください。	疾病または不慮の事故により、所定の手術を受けたとき	なし
		手術給付金 B		疾病または不慮の事故により、次の診療行為を受けたとき ●公的医療保険制度の医科診療報酬点数表に、手術料・放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ※ただし、次の手術は除きます。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・抜歯手術 ・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜) ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術	
	所定の 集中治療 を受けたとき	集中治療給付金	10万円 (入院給付金日額の10倍)	入院中に次の集中治療室管理を受けたとき ●公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表に次の算定対象として列挙されている集中治療室管理 ・救命救急入院料 ・特定集中治療室管理料 ・小児特定集中治療室管理料 ・新生児特定集中治療室管理料 ・総合周産期特定集中治療室管理料	入院1回につき1回
	退院特約	5日以上の入院後退院したとき	基本退院給付金 5万円 (主特約の入院給付金日額の5倍)	主特約の入院給付金が支払われる5日以上入院をした後、生存して退院したとき	通算200回(基本退院給付金および割増退院給付金の支払回数を合算)
		30日以上入院後退院したとき		主特約の入院給付金が支払われる30日以上入院をした後、生存して退院したとき	

病気やケガによる**入院・手術**などの保障

総合医療保障特約

保険期間
終身または
5年・10年・15年・20年
(更新限度90歳)

退院時に受け取れる給付

退院特約

保険期間
終身または
5年・10年・15年・20年
(更新限度90歳)

※退院特約は「総合医療保障特約」を主特約として、あわせて付加していただきます。

* 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。
支払事由の対象と入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

生活習慣病入院給付金日額**10,000円**／
女性疾病入院給付金日額**10,000円**の場合

 ... 非喫煙者保険料率を適用できる特約

生活習慣病や 女性特有の病気による入院の保障	特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額	支払事由	支払限度
	生活習慣病入院特約 	所定の 生活習慣病 で入院したとき 【例】糖尿病・高血圧性疾患・ガンなど	生活習慣病入院給付金	1日につき 10,000円 (日帰り入院から)	生活習慣病により、1日*以上入院したとき	入院1回につき30日・60日・120日 (契約時に選択) 通算1,000日
	女性疾病入院特約	所定の 女性特定疾病 で入院したとき 【例】乳ガン・子宮ガン・子宮平滑筋腫など	女性疾病入院給付金	1日につき 10,000円 (日帰り入院から)	女性特定疾病により、1日*以上入院したとき	

*入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日である場合のことです。
支払事由の対象と入院基本料の支払いの有無などを参考に判断します。

重度疾病保険金額**100万円**／
特定損傷給付金額**10万円**の場合

重大な病気にかかった場合や 不慮の事故による骨折などのケガの保障	特約名	こんなときにお支払いします	保険金・給付金	受取額	支払事由	支払限度
	重度疾病保障特約	所定の 重度疾病など で所定の状態になったとき	重度疾病保険金	100万円	参照 重度疾病保障特約の支払事由については、 P.18 をご覧ください。	1回
	特定損傷特約	不慮の事故による 骨折など のとき	特定損傷給付金	10万円	不慮の事故による特定損傷(骨折・関節脱臼・腱の断裂)に対する治療を、事故の日を含めて180日以内に受けたとき	通算10回



重度疾病保険金をお支払いした場合、重度疾病保障特約は消滅します。

健康保険が適用されない 先進医療の技術料を保障	特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額	支払事由	支払限度
	先進医療特約	所定の 先進医療 を受けたとき	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料相当額	疾病または不慮の事故により先進医療による療養を受けたとき 参照 先進医療については、 P.20 をご覧ください。	通算2,000万円
			先進医療見舞給付金	療養1回につき 5万円		—

介護一時金額**300万円**の場合

公的介護保険と連動して 要介護状態 を保障	特約名	こんなときにお支払いします	一時金	受取額	支払事由	支払限度
	介護保障特約	所定の 要介護状態 に該当したとき	介護一時金	300万円	疾病または傷害を原因として、公的介護保険制度による要介護認定を受け、 要介護2以上 に該当していると認定され、その要介護認定の効力が生じたとき 参照 公的介護保険の要介護認定については、 P.19 をご覧ください。	1回



- 介護一時金をお支払いした場合、介護保障特約は消滅します。
- 介護保障特約は、契約年齢41歳以上75歳以下の方がご契約いただけます。



特約
ガン関係特約

ガンに備える保障

ガン関係特約の ポイント

診断から入院、治療とガンに備えたトータルな保障を確保
することができます。

 ... 非喫煙者保険料率を適用できる特約

ガン入院給付金日額10,000円の場合

	特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額	支払事由	支払限度
ガンによる 入院・手術の 保障	手術給付金付 ガン入院特約 	ガンで入院したとき	ガン 入院給付金	1日につき 10,000円 (日帰り入院から)	ガン責任開始日以後に、ガンにより入院したとき 参照 ▶ ガン責任開始日については、 P.20 をご覧ください。	なし
	保険期間 終身または5年・10年・ 15年・20年(更新限度80歳)	ガン治療のために 手術・放射線治療 などを 受けたとき	ガン 手術給付金	1回につき 20万円 (ガン入院給付金日額の20倍)	ガン責任開始日以後に、ガンの治療を目的として所定の手術を受けたとき	



ガン手術給付金が支払われることとなった直前の手術から60日以内は、手術の種類によって、ガン手術給付金をお支払いできないことがあります。

ガン診断給付金額100万円の場合

特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額	支払事由	支払限度	
ガンと診断 された場合の 保障	ガン診断給付特約  保険期間 終身または5年・10年・ 15年・20年(更新限度80歳)	初めて悪性新生物と 診断確定されたとき	悪性新生物 診断給付金	100万円	ガン責任開始日以後に、初めて悪性新生物と医師によって診断確定されたとき	1回
		2年経過以後に再発や 転移などで入院したとき		50万円 (ガン診断給付金額の50%)	上記の「初めて悪性新生物と診断確定された日」または「悪性新生物診断給付金の支払われることになった最終の入院開始日」から2年を経過した日の翌日以後に、診断確定された悪性新生物の治療を目的として入院したとき	なし
		上皮内新生物と 診断確定されたとき	上皮内新生物 診断給付金	50万円 (ガン診断給付金額の50%)	ガン責任開始日以後に、初めて上皮内新生物と医師によって診断確定されたとき 参照 上皮内新生物については、 P.21 をご覧ください。	1回

※ガン診断給付特約は「手術給付金付ガン入院特約」とあわせて付加していただきます。

抗ガン剤治療給付金額10万円の場合

	特約名	こんなときにお支払いします	給付金	受取額	支払事由	支払限度
抗ガン剤治療 の保障	抗ガン剤治療特約 	抗ガン剤治療・ ホルモン剤治療を 受けたとき	抗ガン剤 治療給付金	1か月につき 10万円	次の抗ガン剤治療を受けたとき	通算60回
	保険期間 終身または5年・10年・ 15年・20年 (更新限度80歳)				①ガン責任開始日以後に診断確定されたガンの治療を直接の目的とする 抗ガン剤治療であること ②公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数 表により抗ガン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定されること	

ガンによる
死亡などの
保障

特約名	こんなときにお支払いします	保険金	受取額	支払事由
ガン死亡保障特約 	ガンで 死亡・高度障害状態 になったとき	ガン死亡 保険金／ ガン高度障害 保険金	100万円	ガン責任開始日以後に、ガンを直接の原因として死亡または高度障害状態に該当されたとき
ターミナルケア特約	ガンで余命6か月以内 と判断されたとき	ターミナル ケア保険金	ガン死亡保険金額のうち 被保険者が指定した金額	ガン責任開始日以後に診断確定されたガンにより、余命6か月以内と判断されたとき

※ターミナルケア特約は「ガン死亡保障特約」とあわせて付加していただきます。

主契約の保障内容

主契約：無配当利率感应型10年ごと生存給付保険
無配当利率感应型10年ごと連生生存給付保険

この保険は、他の保険と区分経理された資産の平均利回りにもとづいて積立金に適用する予定利率を毎月更改する仕組みの保険です。
「無配当利率感应型10年ごと連生生存給付保険」では、夫婦それぞれを被保険者として保障します。

■ 無配当利率感应型10年ごと生存給付保険

給付金	支払事由	受取額
生存給付金	10年ごとの年単位の契約応当日の満了時に生存しているとき	満了時の積立金相当額
死亡・高度障害給付金	死亡または高度障害状態に該当したとき	該当した日の積立金相当額
災害死亡給付金	災害で180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	死亡した日の積立金の1.1倍相当額

■ 無配当利率感应型10年ごと連生生存給付保険

給付金	支払事由	受取額
生存給付金	いずれか一方の被保険者が10年ごとの年単位の契約応当日の満了時に生存しているとき	満了時の積立金相当額
死亡・高度障害給付金	一方の被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき	該当した日の積立金相当額に0.5を乗じて得た額
	他方の被保険者が死亡または高度障害状態に該当したとき	該当した日の積立金相当額
災害死亡給付金	一方の被保険者が災害で180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	死亡した日の積立金の1.1倍相当額に0.5を乗じて得た額
	他方の被保険者が災害で180日以内に死亡した、または感染症により死亡したとき	死亡した日の積立金の1.1倍相当額

指定代理請求特約

被保険者が受取人となる保険金などについて、被保険者自身が請求できない所定の事情がある場合、受取人に代わり、あらかじめご指定いただいた指定代理請求人が保険金などを請求できる特約です。
※ご契約者が法人の場合、この特約は付加できません。

保険料の払込免除

- 主契約
保険料(定期払込保険料)の払込免除はありません。
- 特約
責任開始期以後の保険料払込期間中に、被保険者が次に該当した場合、以降の保険料の払い込みが免除されます。
 - ・不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に身体障害の状態に該当したとき

特約の更新

- 特約は、所定の取扱範囲で自動的に更新*されます。更新の時期が近づきましたら、更新のご案内を送付します。
*家族収入保障特約および特約の保険期間が終身の場合を除きます。
- 自動更新後の特約保険料は、その時点の被保険者の保険年齢および保険料率で計算します。なお、特約条項は、更新時点のものが適用されます。
- 特約保険料が定期払込保険料を上回り、フレックスファンド(積立金)の残高が不足する場合、保障を継続するために、定期払込保険料の変更の申込が必要になることがあります。

解約返戻金

- 主契約
解約返戻金額は、解約時のフレックスファンドの積立金額です。
- 特約
 - ・終身保険特約以外の特約に解約返戻金はありません。
 - ・終身保険特約は、低解約返戻金型の特約です。低解約返戻金型ではない特約として計算した場合に比べ、解約返戻金が低く抑えられています。
※保険料払込期間中の解約返戻金額は、低解約返戻金型ではない特約として計算した場合の70%相当額です。

フレックスレポート

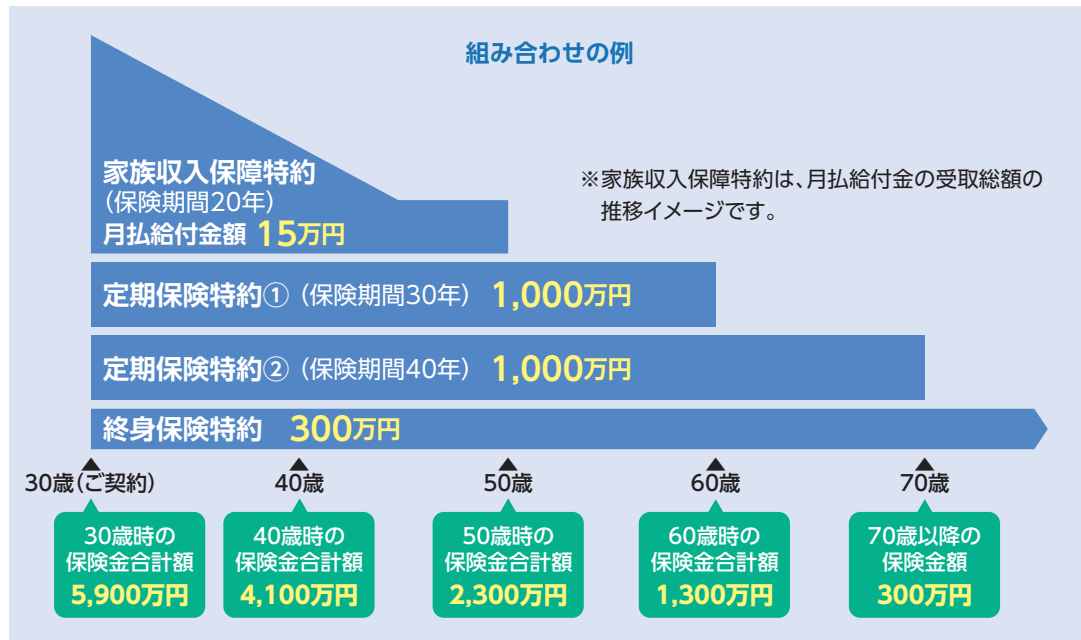
毎年、フレックスレポート(年次報告書)にてお知らせします。フレックスレポートでは、以下の内容をご確認できます。
・ボーナスバリュー額
・フレックスファンドの積立金残高
・フレックスファンドの適用予定利率 など



死亡関係
特約

P.4より 複数の特約で、必要保障額の変化に対応

ライフステージなどによって変化する必要保障額にあわせ、複数の死亡関係特約を組み合わせることができます。



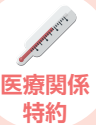
【保険金合計額について】

※家族収入保障特約は、月払給付金の受取総額を保険金額とみなして合計額を算出しています。

※50歳時の保険金合計額は、家族収入保障特約の保険期間満了後の金額です。

※60歳時の保険金合計額は、定期保険特約①の保険期間満了後の金額です。

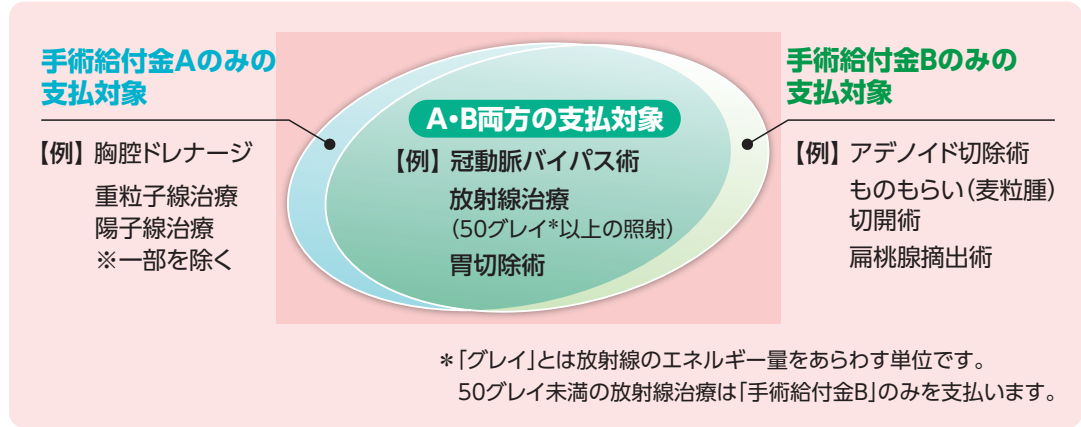
※70歳以降の保険金合計額は、定期保険特約②の保険期間満了後の金額です。



医療関係
特約

P.10より 「総合医療保障特約」の手術保障

受けた手術の種類によっては、A・B両方の手術給付金を支払います。

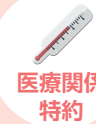


※同時に2つ以上の手術を受けたときは、手術を1回受けたものとみなします。

※手術給付金AおよびBが支払われることとなった直前の手術から60日以内は、手術の種類によって、手術給付金AおよびBを支払いません。

※手術給付金Aの対象となる手術は変更されることがあります。

※手術給付金Bの対象となる手術は、公的医療保険制度における医療診療報酬点数表の改定などにより、変更されることがあります。



医療関係
特約

P.12より 重度疾病保障

「重度疾病保障特約」では、次のようなときに重度疾病保険金を支払います。

次のような状態になったとき

ガン	ガン責任開始日以後に、ガン責任開始日前を含めて初めてガンに罹患したと医師によって診断確定されたとき
急性心筋梗塞	この特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと医師によって診断されたとき
脳卒中	この特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

初診日がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態に該当したとき

重度の糖尿病	糖尿病に該当したと医師によって診断され、糖尿病が一定の病状に至ったと認められる次のいずれかの状態に該当したとき (1)増殖性糖尿病網膜症に該当したと診断されたとき (2)下肢に壊疽が生じ、その治療を目的として1足の1足指以上の切断術を受けたとき
慢性腎不全	この特約の責任開始期前を含めて初めて慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その治療を目的として永続的に行なう人工透析療法を開始したとき
肝硬変	所定の診断基準にもとづき、この特約の責任開始期前を含めて初めて肝硬変に罹患したと医師によって診断されたとき
慢性膵炎	所定の診断基準にもとづき、この特約の責任開始期前を含めて初めて慢性膵炎に罹患したと医師によって診断されたとき

以下の移植術を受けたとき

移植術	この特約の責任開始期以後に発病した疾病により、所定の移植術を受けたとき
-----	-------------------------------------

- ⚠
- 上皮内ガン、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガンは支払対象となりません。
 - 「ガン責任開始日」とは、この特約の責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて91日目をいいます。
 - ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定していた場合、ガンに関する重度疾病保険金は支払いません。



P.12より 公的介護保険の要介護認定

「介護保障特約」は、公的介護保険制度の要介護2以上に認定された場合に介護一時金をお支払いします。

要介護度別の身体状態の目安

要介護度		身体の状態(例)	
要介護	5	最重度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行、座位保持などが、ほとんどできない。 日常生活を遂行する能力が著しく低下し、全面的な介助を必要とする。 意思の疎通ができないことが多い。
	4	重度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、両足での立位保持、歩行などが一人でできない。 座位保持に何らかの支えを必要とする。 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、全面的な介助を必要とする。 全般的な認知機能の低下がみられ、それに伴う多くの行動・心理症状*がみられる。
	3	中等度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などが一人でできない。 食事、排泄、入浴、衣服の着脱などに、介助を必要とする。 認知機能の低下がみられ、それに伴ういくつかの行動・心理症状*がみられることがある。
	2	軽度の介護を必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持、歩行などに、何らかの支えを必要とする。 食事、排泄、入浴、薬の内服、金銭管理などに、手助けを必要とすることがある。 物忘れなど認知機能の一部に低下がみられることがある。
要支援	1	日常生活の一部に見守りや手助けを必要とする状態	起き上がりや立ち上がり、片足での立位保持などに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除、買い物などの家事の一部や、入浴などに、見守りや手助けを必要とすることがある。 この状態に該当する人のうち、適切な介護予防サービスの利用により、状態の維持・改善が見込まれる人は、要支援2と認定される。
	2	日常生活はほとんど一人でできるが、一部に見守りや手助けを必要とする状態	起き上がりや立ち上がりなどに、何らかの支えを必要とすることがある。 掃除などの家事の一部に、見守りや手助けを必要とすることがある。

*行動・心理症状とは、暴力・暴言、徘徊などの行動症状や、幻覚、妄想、うつなどの心理症状のこと。

出典：(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)

※上記はあくまでも目安であり、実際の要介護・要支援認定の基準とは異なることもありますのでご注意ください。



P.12より 先進医療

先進医療とは、厚生労働大臣が定めた高度な医療技術を用いた療養のことをいいます。
「先進医療特約」では、受療時に先進医療の対象となっていた医療技術が給付金の支払対象となります。

※先進医療の種類や医療機関の最新情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。なお、治療方法や症例、医療機関によっては、先進医療による療養に該当しない場合があります。治療を受ける前に必ず主治医に確認してください。

ご参考

先進医療は、高い治療効果が期待できる一方で、その技術料に公的医療保険が適用されないため、患者にとって重い負担となることがあります。

費用の一例

重粒子線治療	3,144,880円
陽子線治療	2,679,335円

出典：厚生労働省「第138回先進医療会議(令和6年12月)資料」

先進医療ダイレクト支払い

「先進医療特約」では、先進医療にかかる技術料相当額を、マニユライフ生命から医療機関に直接お支払いするサービスが利用できます。そのため、一時的な費用負担などを心配することなく、治療に専念できます。

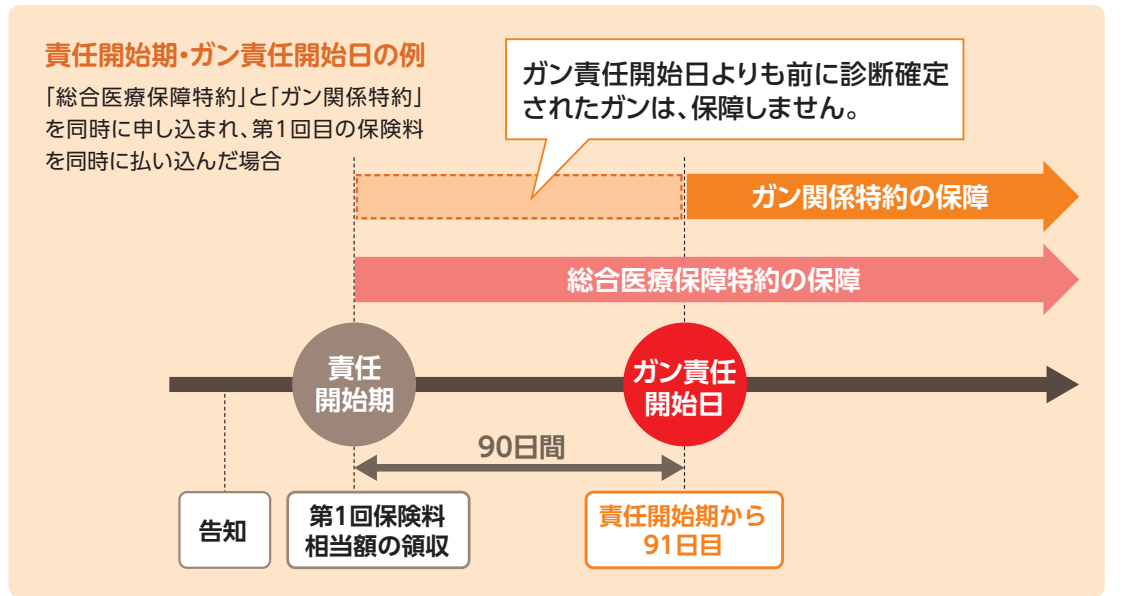
※「先進医療ダイレクト支払い」のご利用には事前のお手続きが必要となります。
※医療機関からの同意が得られなかった場合などには、このサービスをご利用いただけません。



P.14より ガン責任開始日

ガン責任開始日とは、各特約の責任開始期(告知もしくは第1回保険料相当額の領収日のいずれか遅い時)の属する日からその日を含めて91日目を行います。

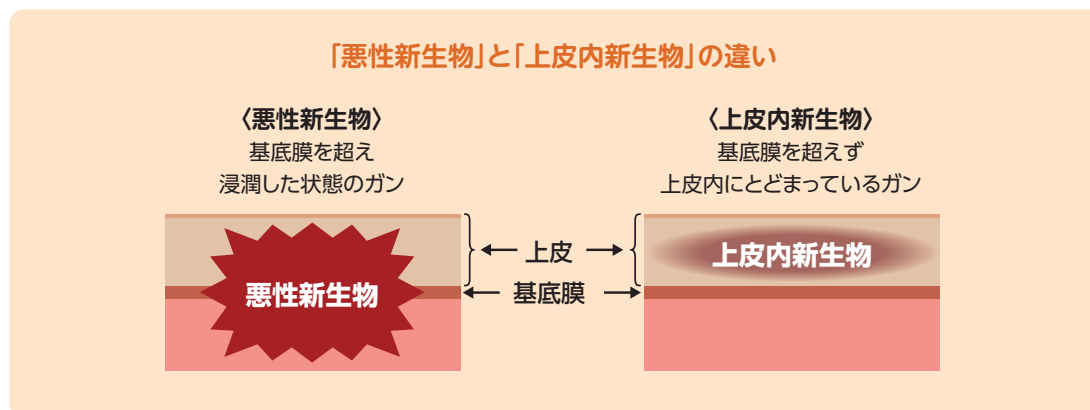
※ガン責任開始日の前日以前にガンに罹患したと診断確定されていた場合は、ガン関係特約の給付金・保険金は支払いません。





P.14より 上皮内新生物(上皮内ガン)

ガン関係特約は、上皮内新生物を一般の悪性新生物と同様に保障します。
 ※「ガン診断給付特約」は、上皮内新生物と悪性新生物とでは保障内容が異なります。
 ※医療関係特約の「重度疾病保障特約」は、上皮内新生物を保障しません。



マイページ

mypage.manulife.co.jp

- フレックスファンド(積立金)残高のご確認
- フレックスファンド(積立金)のお引出し
- 定期払込保険料のご変更
- 住所・電話番号等の変更、振替口座変更など、各種手続き
- 控除証明書の電子データのダウンロード 等

ご登録はこちら



「医療関係特約*」「ガン関係特約」をご契約のお客さまは

メディカルリリーフ(プラス)をご利用いただけます。

*「特定損傷特約」は対象外です。

メディカルほっとコール24 (対象:被保険者とそのご家族)

24時間・年中無休で、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルス等の幅広いご相談に応じます。

- 24時間電話健康相談サービス
- 専門医による電話相談(予約制)

メディカルソムリエ (対象:被保険者)

医師や医療機関との提携ネットワークを活用し、お客さまの状況に合わせた選択肢を提案します。

- セカンドオピニオン手配サービス
- 受診手配サービス
- 「ドクターが薦める専門医」情報提供サービス

※このサービスは、ティーベック株式会社が提供します。

※各サービスには諸条件があります。

電話以外に、オンラインでサービスを利用できるWebサイトがあります。

くわしくは、マニユライフ生命ホームページ、または契約後、保険証券に同封のチラシをご覧ください。